

# 総合評価落札方式に係る 技術審査基準

平成22年4月

岐阜県県土整備部 建設政策課

## 施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件の留意事項について

本基準は、以下の基準・要領に記載された、総合評価落札方式における価格以外の評価項目の評価基準について解説するものです。なお、共同企業体による入札参加の場合は、入札公告に特に記載がない限り、代表構成員に係る実績等を評価します。

- ・ 岐阜県発注工事における品質確保促進基準  
(平成22年3月29日 技第1539号)
- ・ 岐阜県一般競争入札方式における技術提案型総合評価落札方式の試行要領  
(平成16年4月28日 工検第51号)
- ・ 岐阜県発注の建設工事に係る簡易型総合評価落札方式試行要領  
(平成22年3月29日 技第1541号)
- ・ 岐阜県発注の建設工事に係る簡易型(地域型)総合評価落札方式試行要領  
(平成22年3月29日 技第1542号)
- ・ 岐阜県一般競争入札実施要領(平成13年4月1日 工検第9号)

### 1. 施工能力

#### (1) 安全対策 全工種に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
安全対策	事故等防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし  ・ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰  ・ 厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰(岐阜県内工事に限る)  ・ 厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1.5
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	0
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	1.5

< 留意事項 >

「過去」とは、労働安全衛生分野表彰制度が実施されて以降、入札参加資格確認申請期限日までとします。

「労働安全衛生分野表彰」とは、次の3つの表彰・記録証が該当します。

安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰

厚生労働省労働基準局長名の建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る）

厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証

共同企業体としての表彰歴も評価します。

「直近3か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度を指します。

（例：入札公告日が平成22年度の場合、平成19年度から平成21年度までとします。）

「工事事故等による入札参加資格停止措置あり」とは、工事事故の発生により、岐阜県から入札参加資格停止措置を受けた場合に該当します。

また、工事事故の発生により、他の違反事項（下請負人届の未提出等）が露見し、他の違反事項により、岐阜県から入札参加資格停止措置を受けた場合も該当します。安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者が、入札参加者の現役の社員である場合に該当します。

< 確認書類 >

労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等）

厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証の写し

安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と、入札参加者の関係が分かる資料

(2) 主要資材 全工種に適用（選択項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
主要資材	県内での調達の奨励	主要工事材料は岐阜県産調達が可能	1.0
		主要工事材料の岐阜県産調達に努力	0

< 留意事項 >

「主要資材」は、発注工事毎に主要な3品目以内で設定します。

「主要資材」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。

（例：間知ブロック、ポーラスブロック、連節ブロック）

「岐阜県産」とは、岐阜県内で製造している資材を指しますが、材料の産地は問いません。

（例：生コンクリートを主要資材として設定した際の、セメントや骨材の産地は問いません。）

（例：アスファルト合材を主要資材として設定した際の、アスファルトや骨材の産地は問いません。）

岐阜県外の業者が製造した資材を岐阜県内の業者が卸し・販売したものは「岐阜県産」に該当しません。

受注者が入札時に「主要工事材料は岐阜県産調達が可能」と申告している場合、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両者で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、工事成績評定点を減点します。

ただし、技術提案型の場合は、入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

「主要資材」を2品目以上設定している場合は、全ての品目で「岐阜県産」を使用していなければ、不履行とします。

< 確認書類 >

原則として納品書の写し

( 3 ) 環境配慮 全工種に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
環境配慮	I S O 認定取得の状況	IS09000S並びに14001取得済	1.0
		IS09000S又は14001取得済	0.5
		取得なし	0

< 留意事項 >

基準日は入札参加資格申請期限日とします。

< 確認書類 >

I S O 認証書の写し

( 4 - 1 ) 技術所見 全工種に適用（簡易型 のみ）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
技術所見	施工上の課題 又は 配慮すべき事項	十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、特に優れた工夫があると評価できるもの	5.0
		十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、優れた工夫があると評価できるもの	4.0
		記述はされており、その内容も現場状況に即した標準的工夫があると評価できるもの	3.0
		記述はされているが、その内容が現場状況に即した工夫が少なく、あまり評価できないもの	2.0
		記述が少なく、その内容も現場状況に即しておらず一般的で、工夫がなく評価できないもの	1.0 又は 0

< 留意事項 >

技術所見は、申請様式第2 - 4号又は2 - 5号に、1枚程度に簡潔かつ要領よく記述してください。追加が必要な場合は、2枚程度を目安に最小限の枚数としてくだ

さい。参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくしてください。

技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認められません。

他機関及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められません。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。

下記に示すような提案内容については、評価しません。

提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)

提案の実行の有無が確認できないもの

(例：実行したことを、写真等で確認できないもの)

提案内容に明確な効果が認められないもの

提案の実行に確実性がないもの

(例：「監督員との協議により施工する」)

(例：「調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)

受注者が入札時に提案した技術所見は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札時に付与した加算点(技術評価点)の再計算を行い、工事成績評定点を減点します。

#### < 確認書類 >

段階確認資料、写真、発注機関が確認書類として認めたもの

#### ( 4 - 2 ) 技術提案 全工種に適用(技術提案型のみ)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
技術提案	技術提案 及び 配慮すべき事項		15.0

#### < 留意事項 >

技術提案の満点は、発注工事毎に異なりますが、概ね15点程度に設定します。

入札参加者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画(以下「技術提案書」という。)を提出してください。このとき、入札参加者は、技術提案が発注者に適正と認められなかった場合に、発注者が示した標準案に基づいて施工する意思がある場合は、標準案による施工計画を併せて提出することができます。入札参加者は、発注者が示した標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出してください。

技術提案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、発注者が示した標準案と比較した経済性等を、標準案に基づく施工計画の審査に当たっては施工の確実性、安全性等を評価します。

ただし、一の入札参加者が、技術提案及び発注者が示した標準案に基づく施工計画を併せて提出した場合において、技術提案に基づく施工計画が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画の審査は行いません。

技術提案等の採用又は不採用は、入札参加資格の確認の通知に併せ通知します。

入札参加者が提出した技術提案に、加算点〔技術評価点〕付与が可能な提案が無い場合は、入札参加資格が無いものとして取り扱います。

他機関及び他工事との調整が必要となる技術提案は原則認められません。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。

下記に示すような提案内容については、評価しません。

提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)

提案の実行の有無が確認できないもの

(例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの)

提案内容に明確な効果が認められないもの

提案の実行に確実性がないもの

(例：「監督員との協議により施工する」)

(例：「調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)

受注者が入札時に提案した技術提案は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

#### < 確認書類 >

段階確認資料、写真、発注機関が確認書類として認めたもの

## 2. 企業能力

### (1) 工事成績評定点 全工種に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近2か年度（建築工事：直近5か年度）に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 （岐阜県発注工事のみ対象） （工種限定あり）	80点以上	2.0
		75点以上80点未満	1.0
		75点未満又は実績なし	0

#### < 留意事項 >

「直近2か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成20年度から平成21年度までとします。)

「直近 5 か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って 5 か年度を指します。

(例：入札公告日が平成 22 年度の場合、平成 17 年度から平成 21 年度までとします。)

対象となる工事の定義は、申請様式第 2 - 1 号に記載してありますので、確認してください。

(例：岐阜県発注の土木一式工事)

共同企業体の構成員としての施工実績も評価します。

「直近 2 か年度」又は「直近 5 か年度」に、完成引き渡しの済んだ岐阜県発注工事の実績がない場合は、「実績なし」として評価します。また、工事成績評定結果通知書の無い少額な岐阜県発注工事のみの実績も、同様に「実績なし」と評価します。平成 10 年度から平成 14 年度までに完成した工事の工事成績評定点数は、岐阜県庁県土整備部技術検査課検査担当より情報提供しますので、下記 URL より、申請方法を確認してください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/tensuu/tensuutop.html>

「工事成績評定点の平均点」は、少数第 1 位を切り捨てとします。

< 確認書類 >

工事成績対象一覧

様式は下記 URL からダウンロードしてください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/nyusatu/kouziseiseki.htm>

(2) 同種(類似)工事施工実績 全工種に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工実績	直近 15 か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象)  (建築工事：国、岐阜県及び独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第 18 条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものに限る。)のみ対象)  工事成績評定点が 65 点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1.0
		類似工事の実績あり	0.5
		実績なし	0

< 留意事項 >

「直近 15 か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って 15 か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成7年度から平成21年度までとします。)

「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は対象となりません。

ただし、建築工事に限り、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものに限る)についても、「同種(類似)工事」の対象とします。

(例：独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、日本下水道事業団)

「同種(類似)工事」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。

(例：道路改良工事で工事費3000万円以上の施工実績)

共同企業体としての実績は、申請様式第2-1号に特に記載がない限り、全て評価します。

(例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が %以上のものに限る)

(例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で 千万円以上のものに限る)

「同種(類似)工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が65点未満の場合は、「同種(類似)工事」の施工実績として認めません。

なお、平成10年度から平成14年度までに完成した工事の工事成績評定点は、岐阜県庁県土整備部技術検査課検査担当より情報提供しますので、下記URLより、申請方法を確認してください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/tensuu/tensuutop.html>

「同種(類似)工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事成績評価点を65点以上あるものと見なします。

#### < 確認書類 >

同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等)

工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し

同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

### (3) スタッフ数 全工種に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
スタッフ数	従業員数並びに国家資格を有する技術者数	従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1.0
		従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0.5
		従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0



< 留意事項 >

基準日は入札参加資格申請期限日とします。

対象となる「国家資格」の定義は、申請様式第2 - 1号に記載してありますので、確認してください。

(例：技術士、1級又は2級土木施工管理技士)

「国家資格を有する技術者数」は、1人の技術者が複数の資格を有していたとしても、延べ人数ではなく、実数(1人)として算出してください。

< 確認書類 >

スタッフ数については、次のいずれかの書類で確認します

労働保険概算・増加概算確定保険料申告書の写し

社会保険庁等公的機関による証明書

法人の事業概況説明書の写し

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表の写し

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の写し

賃金台帳の写し

国家資格については、資格認定証明書(資格者証)、合格証明書の写し

(4) 優良工事施工業者表彰歴 全工種に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
優良工事施工業者表彰歴	直近3か年度の岐阜県優良工事施工業者表彰歴の有無	部長表彰歴あり	1.0
		現地機関の長(公共建築住宅課長も含む)による表彰歴あり	0.5
		表彰歴なし	0

< 留意事項 >

「直近3か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成19年度から平成21年度までとします。)

対象となるのは表彰された年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではありません。

共同企業体としての表彰歴も評価します。

表彰の対象となった工事の工種は問いません。

< 確認書類 >

岐阜県優良工事施工業者表彰状の写し

(5) 機械保有状況 全工種に適用(選択項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
機械保有状況	当該工事に関する、主要建設機械の保有状況	全て自社保有あり	0.5
		自社又はリースによる保有あり	0.25
		保有なし	0

< 留意事項 >

「主要建設機械」は、発注工事毎に主要な3機種以内で設定します。

「主要建設機械」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。

(例：バックホウ山積0.8m<sup>3</sup>、ダンプトラック10t積)

「リースによる保有あり」とは、受注者自身がリースする場合は加点の対象となりますが、下請負業者がリースする場合は加点の対象となりません。

「全て自社保有あり」及び「自社又はリースによる保有あり」は、現場で複数台使用する場合でも、指定された主要建設機械の機種毎に1台以上保有又はリースしていれば、加点の対象となります。

受注者が入札時に「全て自社保有あり」としている場合は、落札者決定前に状況を確認しますが、受注者が入札時に「自社又はリースによる保有あり」と申告している場合、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札時に付与した加算点(技術評価点)の再計算を行い、工事成績評定点を減点します。

ただし、技術提案型の場合は、入札時に付与した加算点(技術評価点)の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

「主要建設機械」を2機種以上設定している場合は、全ての機種を保有又はリースしていなければ、不履行とします。

「自社又はリースによる保有あり」とする(例：バックホウ山積0.8m<sup>3</sup>は「自社保有」、ダンプトラック10t積は「リース」)場合に、現場で自社保有のバックホウ山積0.8m<sup>3</sup>を使用しなくても、自社保有分の機械は「履行」とみなします。ダンプトラック10t積とは、車両総重量(荷物と本体の重量)が19t台のものです。

(製造メーカーにより車体の重さが違うため、最大積載重量が9.5tや9.9tのものがあります)

#### < 確認書類 >

自社保有については、機械整備点検表の写し

リースについては、契約書の写し

### 3. 配置予定技術者の能力

配置予定技術者として最大3名の候補技術者を記載することもできますが、配置予定技術者の評価は、実績・資格等の評価が最も低いと判断される者の評価値を、その入札参加者の「配置予定技術者の能力」の評価値とします。

#### (1) 同種(類似)工事施工実績 全工種に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工実績	直近15か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県及び	同種工事の実績あり	1.0
		類似工事の実績あり	0.5

	独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）のみ対象） 工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	実績なし	0
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	---

< 留意事項 >

「直近15か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度を指します。

（例：入札公告日が平成22年度の場合、平成7年度から平成21年度までとします。）

「主任技術者」又は「監理技術者」として従事した実績のみを対象とします。

「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は対象となりません。

ただし、建築工事に限り、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る）についても、「同種（類似）工事」の対象とします。

（例：独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、日本下水道事業団）

「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。

（例：道路改良工事で工事費3000万円以上の施工実績）

共同企業体としての実績は、申請様式第2-1号に特に記載がない限り、全て評価します。

（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が % 以上のものに限る）

（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で 千万円以上のものに限る）

工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者の実績は、担当した期間を工期で除した割合に最終契約金額（最終施工量）を乗じた算出した値とします。

例：最終契約金額：1億円

工 期：200日間

技術者A：120日間担当

技術者B：80日間担当



技術者Aの実績 = 1億円 × 120日間 / 200日間 = 6千万円

技術者Bの実績 = 1億円 × 80日 / 200日間 = 4千万円

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場

施工で技術者が途中で交代することが止むを得ないような場合は、上記の取り扱いがあてはまらないこともありますので、発注機関に確認してください。

「同種（類似）工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が65点未満の場合は、「同種（類似）工事」の施工実績として認めません。

なお、平成10年度から平成14年度までに完成した工事の工事成績評定点は、岐阜県庁県土整備部技術検査課 検査担当より情報提供しますので、下記URLより、申請方法を確認してください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/tensuu/tensuutop.html>

「同種（類似）工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事評価点を65点以上あるものと見なします。

< 確認書類 >

同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当実績を証明する書類（契約書等）

工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し

同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

(2) 保有資格 全工種に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士、かつ自然工法管理士	1.5
		1級土木施工管理技士又は技術士	1.0
		2級土木施工管理技士、かつ自然工法管理士	0.5
		2級土木施工管理技士	0

< 留意事項 >

基準日は、入札参加資格申請期限日とします。

上記評価基準に記載してある保有資格は標準設定です。加点の対象となる保有資格の定義は、案件毎に異なります。申請様式第2-2号にて確認してください。

< 確認書類 >

国家資格については、資格認定証明書（資格者証）、合格証明書の写し

自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し

(3-1) 継続教育（CPD）の取組 建築工事以外の工種に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育（CPD）の取組	直近1か年度の各団体が発行するCPDの単位取得 単位=ユニット	10単位以上の取得あり	0.5
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0

< 留意事項 >

「直近1か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って1か年度を指しま

す。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成21年度とします。)

各団体により、単位表示とユニット表示がありますが、単位=ユニットとして扱います。

< 確認書類 >

各団体(建設系 CPD 協議会等)が発行する学習履歴の証明書の写し。また、「岐阜県土木施工管理技士会が発行する CPDS 学習履歴証明書」の写しでも可とします。

(3-2) 継続教育(CPD)の取組 建築工事に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育(CPD)の取組	直近1か年度の(社)日本建築士会連合会が発行するCPDの単位取得	25単位以上の取得あり	0.5
		25単位未満の取得あり、又は取得なし	0

< 留意事項 >

「直近1か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って1か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成21年度とします。)

< 確認書類 >

(社)日本建築士会連合会が発行する学習履歴の証明書の写し

#### 4. 地域要件

(1-1) 営業拠点 土木工事等・建築工事に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	同一市町村内(旧市町村内)に本店あり	1.0
		同一管内に本店あり	0.75
		岐阜県内に本店あり	0.5
		岐阜県内に支店・営業所あり	0.25
		岐阜県内に本・支店・営業所なし	0

< 留意事項 >

基準日は、入札参加資格申請期限日とします。

上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準の定義は、案件毎に異なります。申請様式第2-3号にて確認してください。

営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。

< 確認書類 >

岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていない営業所の場合は、次の書類で確認します。

国土交通大臣又は都道府県知事が発行する建設業許可証明書の写し

都道府県知事許可業者で、入札及び契約等に関する権限を支店等に委任する場合

は、支店等における許可業種の証明を受けた書類

なお、支店証明が発行されない場合にあつては、支店等における許可業種がわかる書類（例：建設業許可申請書（表紙）及び別紙）

（ 1 - 2 ）営業拠点 鋼構造物工事に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店あり ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり	2.0
		単体で参加の場合、岐阜県内に支店・営業所あり JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・代表構成員が県内に本・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり	1.0
		単体で参加の場合、岐阜県内に本・支店・営業所なし JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・全ての構成員が岐阜県内に本・支店・営業所なし	0

< 留意事項 >

基準日は、入札参加資格申請期限日とします。

営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。

JVを組んで入札に参加する場合の評価点については、次のとおり取り扱います。

評価点 2 . 0 点の組み合わせ

- ・全ての構成員が岐阜県内に本店あり
- ・代表構成員が岐阜県内に本店あり、かつその他の構成員が岐阜県内に支店・営業所あり
- ・代表構成員が岐阜県内に本店あり、かつその他の構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし
- ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり

評価点 1 . 0 点の組み合わせ

- ・代表構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり
  - ・全ての構成員が岐阜県内に支店・営業所あり
  - ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり、かつその他の構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし
- 評価点 0 点の組み合わせ
- ・代表構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に支店・営業所あり
  - ・全ての構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし

< 確認書類 >

岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていない営業所の場合は、次の書類で確認します。

国土交通大臣又は都道府県知事が発行する建設業許可証明書の写し

都道府県知事許可業者で、入札及び契約等に関する権限を支店等に委任する場合は、支店等における許可業種の証明を受けた書類

なお、支店証明が発行されない場合にあつては、支店等における許可業種がわかる書類（例：建設業許可申請書（表紙）及び別紙）

( 1 - 3 ) 営業拠点 PC 上部工工事に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	岐阜県内に本店あり	2.0
		岐阜県内に支店・営業所あり	1.0
		岐阜県内に本・支店・営業所なし	0

< 留意事項 >

基準日は、入札参加資格申請期限日とします。

営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。

< 確認書類 >

岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていない営業所の場合は、次の書類で確認します。

国土交通大臣又は都道府県知事が発行する建設業許可証明書の写し

都道府県知事許可業者で、入札及び契約等に関する権限を支店等に委任する場合は、支店等における許可業種の証明を受けた書類

なお、支店証明が発行されない場合にあつては、支店等における許可業種がわかる書類（例：建設業許可申請書（表紙）及び別紙）

( 2 ) 災害協定参加等 全工種に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1.0
		岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5

	参加なし又は活動実績なし	0
--	--------------	---

< 留意事項 >

「岐阜県との協定」は、下記URLより確認してください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11117/taisei/kyoutei220301.xls>

「直近5か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成17年度から平成21年度までとします。)

「同等の活動実績」とは、「災害時の貢献活動について災害協定と同等と認められる活動内容」とします。

「岐阜県内市町村との協定」とは、災害時における岐阜県内市町村との応援協定としますが、該当するかどうかは、発注機関に確認してください。

< 確認書類 >

協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類

災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類

(3-1) ボランティア活動 土木工事等・建築工事に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近1か年度の活動の有無	同一市町村内(旧市町村内)での実績あり	1.0
		同一管内での実績あり	0.75
		岐阜県内での実績あり	0.5
		実績なし	0

< 留意事項 >

「直近1か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って1か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成21年度とします。)

「活動」とは、1回以上の活動とします。

上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第2-3号にて確認してください。

「ボランティア活動」とは、企業として、次のような活動を行った場合に対象となります。

社会資本(道路、河川、公園等)に対する岐阜県との協定により行った活動

(例：ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動、横断歩道点検及び清掃に関する協定に基づく活動)

岐阜県、県内市町村又は任意団体等が主催する社会資本(道路、河川、公園等)に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動。

次のような活動は、「ボランティア活動」として認めません。

A 有償の活動



- B 災害協定参加等において加点される活動
- C 岐阜県外で行った活動
- D 個人として参加した活動

< 確認書類 >

次の書類により確認します。

については、活動実績の写し

については、主催団体の活動実績証明書、表彰状又は感謝状等の写し（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行した証明書）

( 3 - 2 ) ボランティア活動 鋼構造物工事・P C 上部工工事に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近 1 か年度の活動の有無	岐阜県内での実績あり	1.0
		実績なし	0

< 留意事項 >

「直近 1 か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って 1 か年度を指します。

（例：入札公告日が平成 22 年度の場合、平成 21 年度とします。）

「活動」とは、1 回以上の活動とします。

「ボランティア活動」とは、企業として、次のような活動を行った場合に対象となります。

社会資本（道路、河川、公園等）に対する岐阜県との協定により行った活動

（例：ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動、横断歩道点検及び清掃に関する協定に基づく活動）

岐阜県、県内市町村又は任意団体等が主催する社会資本（道路、河川、公園等）に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動。

次のような活動は、「ボランティア活動」として認めません。

A 有償の活動

B 災害協定参加等において加点される活動

C 岐阜県外で行った活動

D 個人として参加した活動

< 確認書類 >

次の書類により確認します。

については、活動実績の写し

については、主催団体の活動実績証明書、表彰状又は感謝状等の写し（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行した証明書）

( 4 - 1 ) 近隣地域施工実績 土木工事等に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
近隣地域施工	直近 5 か年度に完成引き渡し	同一市町村内（旧市町村内）での施工	1.0

実績	の済んだ近隣地域での施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象)	実績あり	
		同一管内での施工実績あり	0.75
		岐阜県内での施工実績あり	0.5
		施工実績なし	0

< 留意事項 >

「直近5か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成17年度から平成21年度までとします。)

「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は加点の対象となりません。

「施工実績」とは、工種、金額は問いません。

上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第2-3号にて確認してください。

共同企業体としての施工実績も評価します。

< 確認書類 >

工事实績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等)

(4-2) 近隣地域施工実績 建築工事に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
近隣地域施工実績	直近15か年度に完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象)	同一市町村内(旧市町村内)での施工実績あり	1.0
		同一管内での施工実績あり	0.75
		岐阜県内での施工実績あり	0.5
		施工実績なし	0

< 留意事項 >

「直近15か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成7年度から平成21年度までとします。)

「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は加点の対象となりません。

「施工実績」とは、工種、金額は問いません。

上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第2-3号にて確認してください。

共同企業体としての施工実績も評価します。

< 確認書類 >

工事实績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等)

( 4 - 3 ) 近隣地域施工実績 鋼構造物工事・PC上部工工事に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
近隣地域施工実績	直近5か年度に完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (岐阜県発注工事のみ対象)	岐阜県内での施工実績あり	1.0
		施工実績なし	0

< 留意事項 >

「直近5か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成17年度から平成21年度までとします。)

岐阜県発注工事のみ対象となります。

「施工実績」とは、工種、金額は問いません。

共同企業体としての施工実績も評価します。

< 確認書類 >

工事实績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等)

( 5 ) 除雪業務等の受託実績 土木工事等に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
除雪業務等の受託実績	直近2か年度の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする。	同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.0
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	0.75
		同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.25
		受託実績なし	0

< 留意事項 >

「直近2か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成20年度から平成21年度までとします。)

「除排雪又は凍結防止剤散布業務」とは、除雪業務・運搬排雪業務・凍結防止剤散布業務が該当します。

岐阜県と協同組合が契約している場合は、契約している協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員も加点の対象とします。

「岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり」とは、岐阜県と直接契約している場

合のほか、岐阜県と岐阜県内市町村が契約したうえで、当該市町村から岐阜県管理道路の除排雪又は凍結防止剤散布業務を請け負っている場合も該当します。

「岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり」とは、国又は岐阜県内市町村と契約し、岐阜県内の国道又は市町村道の除排雪又は凍結防止剤散布業務を請け負っている場合とします。

国又は岐阜県内市町村と協同組合が契約している場合は、契約している協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員も加点の対象とします。ただし、岐阜県内の国道又は市町村道を担当している場合に限りません。

< 確認書類 >

国、県又は市町村との契約書等の写し

( 6 ) 応急危険度判定士の登録者数 建築工事に適用 ( 必須項目 )

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
応急危険度判定士の登録者	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	5名以上	1.0
		2名以上5名未満	0.5
		2名未満	0

< 留意事項 >

基準日は、入札参加資格申請期限日とします。

< 確認書類 >

岐阜県知事が発行する応急危険度判定士登録証の写し

( 7 - 1 ) 製作拠点 鋼構造物工事に適用 ( 必須項目 )

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
製作拠点	県内自社製作工場の有無	単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり JVで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	1.0
		JVでの参加の場合、その他の構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	0.5
		単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし JVで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場なし	0

< 留意事項 >

基準日は、入札参加資格申請期限日とします。

( 7 - 2 ) 製作拠点 PC 上部工事に適用 ( 必須項目 )

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
製作拠点	県内自社製作工場の有無	岐阜県内に自社製作工場あり	1.0
		岐阜県内に自社製作工場なし	0

< 留意事項 >

基準日は、入札参加資格申請期限日とします。

(8) 休日及び夜間の道路維持作業の実績 土木工事等に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度の県管理道路の道路維持業務(除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く)において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業を実施した実績の有無	同一土木事務所管内での実績あり(元請け)	1.0
		同一土木事務所管内以外での実績あり(元請け)	0.75
		同一土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.5
		同一土木事務所管内以外での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0

<留意事項>

「直近3か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成19年度から平成21年度までとします。)

「県管理道路の道路維持業務」とは、各土木事務所が発注する「県単道路維持修繕業務委託工事」が該当します。

「休日」とは、官公庁の休日とします。

「夜間」とは、夕方17:15から翌朝8:30までとします。

「協力要請により下請けとして協力」とは、岐阜県から「県管理道路の道路維持業務」を直接請負った者(元請負人)が岐阜県に提出した下請人負届に、下請負人として記載された者であって、かつ元請負人から依頼され、当該作業を行った場合に該当します。

<確認書類>

次の2つの書類により確認します。

道路維持補修業務の契約書又は下請負人届の写し

休日又は夜間の道路維持業務委託完了報告書(作業指示書及び作業状況写真を含む)の写し

(9) 新分野活動 全工種に適用(必須項目)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
新分野活動	直近2か年度の新分野活動実績の有無 (岐阜県内での活動に限る)	新分野活動実績あり	1.0
		新分野活動実績なし	0

<留意事項>

「直近2か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度を指します。

(例：入札公告日が平成22年度の場合、平成20年度から平成21年度までとし

ます。)

「新分野」とは、総務省が定める日本標準産業分類の建設業以外の大分類の事業とする。ただし、次に該当するものを除く。

- 1) 建設業に関連する資材等の販売、製造、運送及び不動産に関する事業(ただし、下記「3)」及び「4)」を除く)
- 2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業等に該当するもの。

日本標準産業分類 <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

「活動」とは、次の場合に該当します。

- 1) 岐阜県内に主たる営業所を有する会社(個人事業主を含む)が新分野に進出している場合で、次のいずれかに該当する者。
    - a) 直近2か年度の新分野活動に伴う支出の合計が200万円以上である者
    - b) 直近2か年度に新分野活動の実績があり、かつ新分野活動のために購入した固定資産(稼働しているもの)の期末残高が、直近の決算期において500万円以上ある者
  - 2) 岐阜県内に新たに会社(商業登記簿上の「本店」)又は事業協同組合等(以下「新会社等」という。)を設立して新分野に進出、活動している場合(共同出資による設立を含む)で、次のいずれかに該当する者。
    - a) 新会社等の直近2か年度の新分野活動に伴う支出の合計が200万円以上である者
    - b) 直近2か年度に新分野活動の実績があり、かつ新分野活動のために購入した固定資産(稼働しているもの)の期末残高が、直近の決算期において500万円以上ある者
  - 3) 直近2か年度に「地方の元気再生事業」(内閣府)、「建設業と地域の元気回復助成事業」(国土交通省)など地方自治体と協働のうえ、新分野活動に取り組んでいる者
  - 4) 上記のほか、発注機関の長が、1)~3)と同等と認められた者
- 岐阜県内での活動に限ります。

< 確認書類 >

- 1) の a) については次の
- 1) の b) については次の
- 2) の a) については次の
- 2) の b) については次の
- 3) の「地方の元気再生事業」(内閣府)、「建設業と地域の元気回復助成事業」(国土交通省)については、確認資料は必要ありません
- 4) については、発注機関から必要に応じて確認書類を依頼します  
新分野活動申告書(別記様式)  
事業概要書(別記様式)  
新分野活動が確認できる書類(新分野に進出した日及び活動状況の分かる資料)
  - ・定款
  - ・株主総会等の議事録の写し

- ・企業紹介パンフレット
- ・新分野の活動が客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌等）
- ・その他新分野へ進出、活動していることが確認できる書類
- 200万円以上支出したことを証明する書類の写し（事業概要書に記載した内容が確認できる書類）
- ・契約書、領収書・振込通知書
- ・その他現金出納帳など支出が確認できるもの
- 固定資産の期末残高が分かる資料
- ・法人の場合：法人税申告書の別表16の写し等
- ・個人の場合：所得税申告書の収支内訳書の写し等
- 新分野活動会社の商業登記簿謄本の写し
- 新分野活動会社への出資状況が確認できるもの

(10) 県内企業の活用率 全工種に適用（必須項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況 (元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上	1.0
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

< 留意事項 >

「県内企業」とは、岐阜県内に本社・本店を有する企業とします。

県内企業活用金額率は、下記の式により算出します。

$$\text{県内企業活用金額率} = \frac{\text{県内元請金額（最終）} + \text{県内1次下請金額（最終）}}{\text{最終契約金額}}$$

ここで、県内元請金額(最終)は次のとおりとします。

- ・元請企業が県外企業の場合は0
- ・元請企業が県内企業の場合は  
(最終契約金額 - 1次下請金額(最終))
- ・元請企業が県内企業と県外企業のJV場合は  
(最終契約金額 - 1次下請負金額(最終)) × 県内企業の出資比率
- ・1次下請金額(最終)は、下請負人届に記載された金額(最終)

受注者が入札時に「県内企業活用金額率90%以上」又は「県内企業活用金額率50%以上90%未満」と申告している場合、完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、工事成績評定点を減点します。

ただし、技術提案型の場合は、入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

## 新分野活動申告書

平成 年 月 日

岐阜県知事 宛

住 所  
商業又は名称  
代表者氏名

印

新分野活動につきまして、次のとおり申告します。  
 なお、この事業概要書の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約します。

## 記

進出、活動している業種				
新分野の事業分野 (日本標準産業分類による)		大分類	中分類	小分類
新会社設立の場合	法人の名称			
	所在地			
	代表者名			
	従業員数	名	資本金	千円
新分野に進出した年月日		年	月	日
支出金額・固定資産残高		円		
提出書類		事業概要書(別紙様式1-2) 新分野に進出した日及び活動が確認できる資料 200万円以上支出したことを証明する書類(写し) 固定資産の期末残高がわかる書類 新分野活動会社の商業登記簿謄本の写し 新分野活動会社への出資状況が確認できるもの		

注1 添付資料、 は必須、 は該当するものについて提出してください。  
 また、 は、新法人設立及び共同出資の場合に提出してください。  
 2 「支出金額・固定資産残高」欄の額は、事業概要書に記載する総額と一致します。



## 事業概要書

## 1. 新分野活動の内容

進出、活動している事業名	
新分野進出の手法	自らの会社における新分野進出 新会社を設立し、新分野進出 共同出資で新会社を設立し、新分野進出
事業の概要 (事業目的、内容、規模、 雇用の状況が分かるよう に記載)	

## 2. 支出状況 ( 「審査基準日の直近2か年度」の支出状況を記入してください)

	支出時期	支出内容	金額(千円)
設立資金・ 設備資金・ 運転資金等			
合 計			千円

## 3. 固定資産の期末残高(決算日:平成 年 月 日)

固定資産の名称	取得年	取得価格	耐用年数	期末残高(千円)
合 計				千円